

## 参考資料1-2

### 令和7年度地下水質測定計画における変更点

#### 1 測定地点数の変更

測定機関	概況調査		継続監視調査		要監視 項目調査	計
	ローリング 方式	定点 方式	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素等以外	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		
群馬県	97→98	2→1	15	16→15	10	140→139
前橋市	13→14	—	6	5→4	0→2	24→26
高崎市	18→17	—	4→5	2	0→5	24→29
伊勢崎市	9	—	6	3→4	0→9	18→28
太田市	12	—	0	1	0→12	13→25
計	149→150	2→1	31→32	27→26	10→38	219→247

#### 2 概況調査における測定機関の変更

メッシュ 番号	測定機関		変更理由等
	令和 6 年度	令和 7 年度	
10	高崎市	前橋市	測定機関が異なる市町村境界が存在するメッシュのため、隔年交代で測定を実施している。
14	前橋市	伊勢崎市	
28	高崎市	群馬県	
33	伊勢崎市	群馬県	
37	伊勢崎市	前橋市	
41	群馬県	伊勢崎市	
47	群馬県	太田市	
57	太田市	群馬県	
73	群馬県	高崎市	
84	高崎市	群馬県	
87	群馬県	高崎市	

※測定機関の変更による地点数の増減  
 群馬県：増減なし  
 前橋市：+ 1  
 高崎市：- 1  
 伊勢崎市：増減なし  
 太田市：増減なし

#### 3 継続監視調査の変更点

井戸番号	測定地点	測定機関	変更内容	変更理由等
M-57	前橋市大前田町	前橋市	調査終了	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（3年以上連続基準値以下）
M-68	甘楽町上野	群馬県	調査終了	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（3年以上連続基準値以下）
M-72, M-73	板倉町岩田、 明和町斗合田	群馬県	調査終了	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（3年以上連続基準値以下）
M-94	高崎市鼻高町	高崎市	調査終了	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（3年以上連続基準値以下）
M-101	高崎市中尾町	高崎市	調査開始	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（過去調査時基準値超過）
M-103	伊勢崎市三和町	伊勢崎市	調査開始	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（過去調査時基準値超過）
M-104	渋川市赤城町	群馬県	調査開始	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の調査地点見直しのため（過去調査時基準値超過）
M-102	高崎市吉井町馬庭	高崎市	調査開始	令和5年度概況調査でシス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが基準値を超過したため追加